

参議院議員選挙全国区改正案について

— 比例代表制における一考察 —

川島医療短期大学 一般教養部 (法学)

平 田 眞 一

(昭和57年9月11日受理)

The New Election System of the House of Councillors
— The Proportional representation system in Japan —

Shinichi HIRATA

Law Science

Division of General Education, Kawasaki Poramedical College

Karasiki, 701-01 Japan

(Received on Sept. 11, 1982)

概 要

これまで何回となく審議されてきた選挙制度改正の動きのなかで、ようやく成立したものが今回の参議院議員全国区改正案である。これまでの制度は昭和22年に制定されたものであり、それ以来35年間改正されることなく続いた制度である。

現在の憲法体制をささえるものの一つとして代表制は位置づけられるけれども、代表制は選挙制度によって決定されるものである。わが国の選挙制度は戦後の改正以来、制度の改正は定数改正以外大きな改正は行なわれていない。このことは現行の選挙制度に対する賛成を示しているとは限らず、改正論における議論が不十分なために改正まで到達できないことをも意味するものである。今回の改正案は参議院の全国区制度に限られたものであるけれども、これまで審議されながら成立しなかった他の選挙制度改正案の今後の動向に対する一つの目標となるであろう。

本論文はこうした背景をもとに今回の改正案の持つ意味と、選挙制度の変化に対する対応に関して若干の考察を行うものである。

Abstract

The bill for changing the Public Election Law passed in the Diet (Japanese Parliament) August 18, 1982, introduces the proportional representation system of the first time in the history of Japan. By this reform, the national constituency of the House of Councillors (Upper House) is replaced by the proportional representation system with lists of candidates announced by political parties.

Reforms of the election system have been discussed for these years, but the discussion was mainly about the system of the House of Representatives (Lower House) which was going to change from the Multiple election system to the First-past-

the-post system (the Single-member constituency). The newly-reformed election law after 35 years absence will be an opportunity for changing that of Lower House.

§1. はじめに

今回議論の対象となる参議院議員選挙全国区改正案（以後「改正案」と呼ぶ）は2つの面から議論を進めることができる。第一点は、全国区という特異な選挙区がなぜ改正されたかということであり、第2点は、参議院という第二院になぜ比例代表が採用されたかということである。

選挙制度に関しては多くの国でさまざまな種類の制度が用いられている。これは、その国に合った選挙制度がそれぞれの国のなかで試行錯誤によって作成された結果であり、それぞれが歴史を持っているものである。現在ほとんどの国で採用されている選挙制度の共通点は普通選挙であること、つまり一人一票の選挙という基本的なことのみであり、他の事項、つまり議席の配分や選挙区の問題、さらに議席に対する得票数の問題などは、ほとんど一致していない。なかでもわが国の「全国区」という制度はめずらしい制度である。大選挙区制の制度そのものはいくつかの国で採用されているけれども、一つの国全体を一選挙区とした制度は現在ではあまり例をみない。

選挙というものは、ある意味では地域代表である。それは候補者が有権者の票を得るためには、候補者と有権者の間に信頼関係が生まれなければならない。そのために候補者は自分の選挙区を走り回らなければならない。結果として候補者が当選して代表者となるために、ある地域の有権者の支持を必要とすることになる。したがって、当選のためだけを考えて、選挙区は小さくなるほど、信頼感が高まることとなる。

もう一つの問題がなぜここで議論の対象になるかと言えば、選挙制度が問題となり議論される場合、それは下院の選挙制度を示す場合がほとんどである。つまり、選挙とは、主権を持つ国民から投票によって信任を得た代表者が議会においてその主権を行使するための手段であるので、この議会とは国民代表による議会、つまりわが国の場合は衆議院 (The House of Representatives) を示すこととなる。二院制を制度として持つ国は多いけれども、二院制とは、同じ議会を2つ持つということではなく、種類の違う議会を何らかの目的のために採用しているのである。例えば、アメリカ合衆国連邦議会における上院は、合衆国を構成する各州の代表者によって形成される議会であり、人口比例の代表ではない。イギリスにおける貴族院 (House of Lords) は、もはや議会としてではなく、最高控訴審としての機能を持つにすぎない。フランスにおける元老院 (Sénat) は、間接選挙によって選出され、任期は9年である。そのために近代的な議会の機能を持つとは言えない。

二院制とは、下院の審議だけでは不十分な点が生じるために、下院とは異った方法によって選出された上院によって立法府の行動を正常に機能させる目的を持つものである。同種の代表による議会において、下院の補助的機能としての第二院であるならば存在価値はない。

このような問題を中心に以後の論議を進めて行きたい。

§2. 代表制について

現代の議会制度の基盤となる代表制とはもちろんデモクラシーに由来するものである。デモクラシーとは古代ギリシャに発するものでももとは人民の統治を意味するものであるが、現在の意味するデモクラシーはこれとは異なる形態を示し、大衆デモクラシーとも呼ばれる。

現在のデモクラシーは、国家主権を持つ有権者の直接または間接的政治参加によって成り立つものである。この参加の一形態が投票であり、古代のデモクラシーのように全員が議会に参加することができないために、投票によって代表者を選出することになる。つまり代表者を選出することが代表デモクラシーへの参加の第一歩なのである。

代表者を議会に送り込むための方法として考案されたものが選挙における代表制である。代表制とは、単に代表者を決定するだけではなく、国民の代表を議会に送る目的を持つものである¹⁾。

現代における大衆デモクラシーの第一の特徴は、有権者の数が多いということである。わが国の場合約8千万人の有権者がいて、選挙で選出される代表者は511名(衆議院)である。単純に計算しても一議席当り約15万票となる。実際には、都市部と農村部で多少の差は出るけれども、10万票もの票を一人の候補が集めることは大変なことである。

これに対して選挙制度はあまり変化がない。現在考えられる選挙制度は2つしかない。これは選挙区において当選者数を決定することで異ってくるものであるが、代表制という分類から述べると、一選挙区の中の多数派の代表のみを選出する方法を多数代表制、少数派からの代表をも選出する方法を少数代表制としている。この二つの制度から選挙制度は作られている。

表1

代表制	代表的な選挙制度	特徴(定員)
多数代表制	小選挙区制	一区一名
少数代表制	大選挙区制 比例代表制	一区二名以上 "

比例代表制については後でくわしく述べるけれども、この制度は少数代表制の一種であり、分類としては少数代表制の内の一制度(選挙方法)である。

多数派からのみ代表を選出する多数代表制は、選挙区内における少数派の得票をすべて死票にするため、批判を受けることが多いが、その反面、議会を安定させる機能も持っている²⁾。

少数代表制は一見多くの種類の代表者を選出するためにデモクラシーの代表理論にそって見えるように見えるが、一選挙区内から複数の代表者を選出するためにはそれだけ選挙区の広さが広くなり(理論的には、2人区の場合小選挙区の2倍、5人なら5倍)有権者と候補者の距離は遠くなる。また少数派の代表といっても、完全な少数派(例えば一選挙区内で一万人以下の支持者数)の代表が選出されることはまずない。実際、このような少数派から代表を選出する

ことは現在の制度では無理である。代表制とは、ある程度まとまった有権者の代表を選出するものである。

(1) 二院制とは

すでに述べたように二院制とは同じ種類の議会を併列させる制度ではない。代表者を選出することによって成り立っている現代デモクラシーにおいて、選挙における得票だけによって代表がすべてをまかされる制度が機能のすべてではない。代表制は確かに主権を持つ有権者の信任を受けてはいるが、数の論理による多数決がすべて正しいことを行うとは限らないものである。

議会における代表者の構成もまた同じことが言える。現代社会の多様化の波を受けて、さまざまな利害関係がうごめくこととなっている。この利害関係が議会政治に悪い影響を及ぼすことをおさえる機能が二院制度には含まれている。

わが国の憲法における二院制の規定は、両院をほぼ同格にあつがっているけれども、法案の議決権などに関しては衆議院の優越を認めている。つまり、代表者による機関の外観として両院を同等に定義しているけれども、立法府としての議会の第一の機能としては衆議院を認めているのである³⁾。参議院議員は衆議院議員と同じく国政調査権を持ち、法案の審議を行うけれども、衆議院と異なる議決を行った場合、弱い立場となる。これは衆議院が議決した法案を60日以内に議決しない場合も同じである。

この憲法における規定と、任期6年という長さ、さらに解散のない議会ということが現在の参議院を「良識の府」と呼ぶ所以である。このことは参議院を衆議院と同様の議会としてとらえるのではなく、本来の議会の役割を第一院（衆議院＝下院）にまかせ、良識を持ってこれを監視する第二院の立場に自らを置くものである。

(2) 二院制の理論

二院制が求める第二院、即ち上院の役割としては二つの方向がある。第一はアメリカ合衆国の上院（Senate）に見られる強い立場の上院である。上院議員は州の代表として位置づけられている。これは1913年までは州議会の選出であったためでもある。上院は下院とほぼ同等の権限を持ち、法案作成における影響力も強い。

第二はイギリスに見られるような名誉職としての上院（貴族院）である。この議員は任命によるもので任期はなくすべて終身議員である。定数も一定ではなく約1,100名前後であるが、実際に活動する議員は400名程度でしかない。貴族院は貴族の称号を受けた者の名誉職であり議員報酬もなく、ただ出席手当が与えられるのみである⁴⁾。

現在第二院としての機能はこの二つが考えられるけれども、わが国の場合、参議院の由来は貴族院であり現在の制度はアメリカ型である。

(3) 比例代表制の理論

比例代表制は多数代表制の欠陥に対する批判から生れたもので数学を用いた選挙法である。18世紀末から議論の対象になり、19世紀末から実際に用いられ、第一次世界大戦後流行した制

度である。

比例代表制本来の目的は死票を少なくすることにある。死票とは、当選のために必要な役割を果せない票数のことで、一般には落選者の得票を示すけれども、理論的には、当選者の得票の中で、最低有効得票数（最下位当選者の得票）以上の当選者の得票もすべて死票となる。したがって、選挙における得票を有効に配分することが目的となる。

現在まで考案された比例代表法の数は数百種におよび、さまざまな方法が示されているけれども、ここではまず基本的な形の説明をしたい。

① クォータ（当選基数 Quota）式

基本的な比例代表法は、選挙における得票を正当に分配することであり、そのために最低当選に必要な数字を示す方法が考案された。これがクォータ式である。クォータ式は基数の計算方式によりさらに分けられるけれども基本的には、総有効投票数（ V ）を議員定数（ N ）などで割る方法が取られている。

クォータ（ Q ）を求めるためには、

$$Q_1 = \frac{V}{N} \quad (\text{ヘアール式})$$

$$Q_2 = \frac{V}{N+1} + 1 \quad (\text{ドループ式})$$

この二つの数式はどちらも考え方は同じであるが、総有効投票数を議員定数で割る場合よりも、議員定数+1で割った票数に1票を加えた Q_2 は絶対当選基数となるので、この方法によると最下位当選者が重複する可能性は小さくなる⁵⁾。

② 名簿式

この方法がさらに進むと、逆に上位から当選者を決定していく方法が考案されることとなる。上記の二つの計算方式は一つの問題を持っていたからである。つまり、選挙において当選に必要な票以上に得票した候補者は必要以上の票を他の候補に譲らなければならない。その方法がまた必要となるからである。初期の比例代表制は票を動かす委譲式であった。この委譲方法にも、単記や副記がありかなりの種類があるが、ここでは省略する。

さて現在問題となる比例代表制は、「拘束名簿式比例代表制」である。この制度は政党を抜きにしては考えられない方法である。この投票は単記によって政党名で投票される。拘束名簿とは、あらかじめ示されている各政党の名簿の上位から当選者を決定していく方法であり、この方法による当選基数は、上位からわかりやすく決定する手段を用いることとなる。この手段は割譲方式を用いる。

ドント式クォータ（ Q_3 ）（ V_a は政党 a の総得票数）

$$Q_3 = \frac{V_a}{1}, \frac{V_a}{2}, \frac{V_a}{3}, \frac{V_a}{4}, \dots, \frac{V_a}{n}$$

サン・ラグ式クォータ（ Q_4 ）

$$Q_4 = \frac{V_a}{1.4}, \frac{V_a}{3}, \frac{V_a}{5}, \frac{V_a}{7}, \dots, \frac{V_a}{2n+1}$$

表2 ドント式クォータ (定数10名の場合)

政党	得票(V)	除数						当選者数(m)	当選一名 当り得票 V/m
		1	2	3	4	5	6		
A	400,000	(当)1 400,000	(当)2 200,000	(当)5 133,333⅓	(当)6 100,000	(当)10 80,000	12 66,666⅔	5	80,000
B	200,000	(当)2 200,000	(当)6 100,000	12 66,666⅔	50,000	40,000		2	100,000
C	150,000	(当)4 150,000	11 75,000	50,000				1	150,000
D	100,000	(当)6 100,000	50,000					1	100,000
E	90,000	(当)9 90,000	45,000					1	90,000
F	60,000	14 60,000	30,000					0	
合計	1,000,000	(当)は当選者, 番号は順位						10	

表3 サン・ラグ式クォータ (定数10名の場合)

政党	得票(V)	除数					当選者数(m)	当選一名 当り得票 V/m
		1.4	3	5	7	9		
A	400,000	(当)1 285,714⅔	(当)3 122,333⅓	(当)5 80,000	(当)9 57,142⅔	11 44,444⅔※	4	100,000
B	200,000	(当)2 142,857⅓	(当)7 66,600⅔	13 40,000	28,571⅓		2	100,000
C	150,000	(当)4 107,142⅓	(当)10 50,000	30,000			2	75,000
D	100,000	(当)6 71,428⅔	15 33,333⅓				1	100,000
E	90,000	(当)8 64,285⅔	30,000				1	90,000
F	60,000	12 42,857⅓	20,000				0	
合計	1,000,000	※400,000 ÷ 11 = 36,363⅔ ₁₁ (14位)					10	

この二つの方法, ドント式 (d'Hondt)⁶⁾及びサン・ラグ式 (Saint Lague: 正しくは修正サン・ラグ式)⁷⁾が代表的な拘束名簿式に用いられる計算方法である。どちらも, 各政党の総得票数を整数で割ることにより, その商の大きいものから当選を決定している。(表2), (表3)

これらの方式の基本的な考え方は, ドループ式に見られるクォータの計算方法と同じである。後者が議員定数+1で割るのに対して, 前者の式はそこに達するまで割数(除数)を一つづつ増加させていくのである⁸⁾。

§3. 改正案と今後の動向

今回の改正案の特徴は参議院に比例代表制が採用されたことにある。比例代表制そのものの

議論はこれまで多数行なわれて来たけれども、参議院全国区の改正案としてはまた別の議論を必要とする。この問題を中心にわが国における政党の問題とともに論じてみたい。

(1) 参議院議員選挙全国区改正案

8月18日に成立した公職選挙法改正案によって参議院における全国区制は消滅し、比例代表制（正しくは拘束名簿式比例代表制）がとって代わることとなった。公職選挙法の大幅な改正は今日まであまりなく、昭和25年に成立して以来、議員定数は正が行なわれた程度であり、選挙区の改正は昭和22年以降行なわれてはいない。これはわが国の選挙制度の歴史が短いためでもある。わが国において近代憲法による議会が開設されたのが1889年（明治22年）であり、まだ一世紀を経過してはいない。またこの当時は制限選挙の時代であり、実際普通選挙法（成年男子）が成立したのは、大正デモクラシーの後半である1925年（大正14年）であった。この当時の有権者数は約1,240万人であり、その数からしても現在とは比較にならない⁹⁾。

今回の改正案はいきなり現在にできたものではなく、これまで何度も選挙制度審議会に提出されたものであり、その初めは佐藤内閣時代にまでさかのぼる。1972年第7次選挙制度審議会の報告に名簿式比例代表制の案がある¹⁰⁾。その後、与党である自民党の内部はもとより野党間にも改正をめぐる議論が続き、結局今回の改正案となった。

(2) 改正案の特徴

改正案において目立って問題となる点は数点しかない。それらは次のものである。

- ① 政党の位置づけ
- ② 名簿の作成
- ③ 供託金
- ④ 得票配分

① 政党の位置づけ

ここで問題となる政党とは、政治団体としての政党ではなく、名簿を提出することのできる政治団体のことである。これは改正案第86条の2に、被選挙権のない者の立候補禁止の項があり、これに付加されるものであるが、全国区にかわる比例代表選出議員の名簿を提出できる政党等の要件が定められている。

- (イ) 5人以上の国会議員が所属していること。
- (ロ) 最近の衆議院か参議院の選挙で有効投票数の4%以上の得票のあること。
- (ハ) 参議院選挙で10人以上の候補を有すること。

これらの要件を満たすことのできるものは大政党であり、少数の代表しかない政党や政治団体は必然的に排除されることとなる。この要件のなかで比較的満しやすいものは(イ)であろう。これは現職の国会議員が5人以上集まれば良いからである。これに対して(ロ)の有効投票の4%を得ることは既存の政党でなければ困難であり、投票率が60%であったとしても約200万票を必要とする。単独でこれだけの票を集めることはかなり有名な候補でなければ無理な数字となる。(ハ)の要件は一見満たしやすそうに見えるけれども、後で述べる供託金の額が増加したこと

から、選挙のたびに数千万円以上の金を必要とする¹¹⁾。

② 名簿の作成

今回の改正の大きな目玉はこの名簿式、つまり候補者リストの順番である。拘束名簿式の特徴は、ある政党の得票から算出した当選基数によって、その政党の配分が決定すると名簿順に当選者を決定して行く。つまり名簿の上位（安全圏にいる候補者は安心していられるが、名簿の下位に位置づけられた候補者は、当選の決定が最後までわからず、不安となる。したがって各候補者は常に名簿の上位に位置づけられることを目的とする。選挙における当選を決定する重要な要素は、得票ではなく名簿の順位となり、これを決定する政党内の組織とリーダーシップがこれからの問題となる。

③ 供託金

供託金とは候補者として届出をした場合、選挙活動における公的補助の保証金として提出する金のことである。今回の改正で選挙における供託金を2倍にし¹²⁾、比例代表の候補（名簿に記載された候補）は一名400万円となった。この額の増加は選挙における立候補に対して大きな障害となる。理論的には、地方区の候補者によって確認団体となり名簿を提出できる政党は最低でも1,000万円以上の金を必要とし、さらにこれまで議員や得票のない団体は2,200万円以上の金を必要とすることになる。また当選に関係なく立候補を目的としていたいわゆる泡沫候補の出現はかなり減るものと思われる。

④ 得票配分

参議院議員選挙の投票においてはこれまでと同様2票投じることとなる。一方は地方区の候補者名を、もう一方には名簿届け出政党の名称か略称を自書するもので、他の国の制度と異なり、あらかじめ印刷された用紙に印をつけるものではない。この投票用式も旧来のままであり、政党別の投票をするのであれば、政党名をわざわざ書く必要はないはずである。

地方区はこれまで通り個人票の多い者（相対多数）が当選となるが比例代表制はドント式で配分される。この計算方式には多少異論が見られるけれども、比例代表方式である限り、当選者数に大きな変化はない。

(3) 今後の問題

これまで述べてきたように、比例代表制を用いる背景には、現代デモクラシーをささえて来た政党の存在がある。つまり政党という政治団体の内に議会に代表を送り出す機能があり、また有権者の代弁者として集票機能を持つからである。したがって比例代表制は政党と密接な関係がある。

特に選挙で問題となる政党の役割とは、内部の組織構造である。政党の持ついくつかの機能のなかで、次の世代の代表者を育て選出する機能があるけれども、この機能が十分でない政党は有権者の支持を得られず後退する。またこの問題は、有権者と政党の間に位置する圧力団体にも影響を及ぼすこととなり、政党内の候補者調整はむつかしいものとなる。

① 政党の組織

政党の組織とは、ある政党がどこまで全国的に下部組織を維持しているかということである。政党の形にもさまざまなものがあるけれども、政党の支持者がその党の党员である場合と、下部に位置する圧力団体の一員である場合には大きく異なって来る。今後の選挙では、地方区選挙に力を入れることによって、比例代表の候補は自動的に当選することとなり、ある意味では代表者を増加させることとなる。しかしそのためにはこれまでの全国区選挙のように知名度の高い者による集票活動は不用となるかわりに、全国的に広い範囲の支持を得られる名簿を作成する必要となる。これは1970年代に出現した参議院選挙の新たな変化、即ち、マス・コミュニケーションによる全国区候補者の変化、いわゆるタレント候補という既存の政党とは異なり組織を持たない候補の出現に見られる新たな国会議員の誕生、に対して終止符を打つものである。今回の改正によりこれまでの全国区候補は、地方区の組織の上に座して当選を待つこととなり、結局参議院議員選挙も衆議院の場合と同様、何らかの形の地方組織を必要とし、その組織を作成し維持するものは政党である。

② 選挙戦術の変化

今回の改正は全国区に対するものであるけれども、選挙における各政党の選挙対策は地方区において行なわれるであろう。参議院選挙における地方区もまた特徴を持っている。それは各都道府県単位の選挙区を持ち、一見してアメリカ合衆国上院選挙と同じく、地域代表を選出するように見えるけれども、実際は各選挙区の人口配分を加味した選挙区であり、定員数は選挙区において異なる。3年毎に定員の半数ごとの改選であるから、実際の選挙区の定員は4～2人となる。このなかで1人区および2人区が多数を占めることとなっており、これまでの選挙ではこれらの選挙区を大政党がほぼ独占して来ている。これは中小政党にとって候補者を立てたととしても、当選は困難であり、その候補者の得票はすべて死票となるためである。

しかし今回の改正により、比例代表選出候補のための得票を集めることが必要となるために、選挙運動を行うためには、地方区に候補者を立てることが必要となる。この理由は、比例代表候補は候補者名で運動を行うことができないためであり、政党名で得票を得るにしても何らかの形で選挙活動が必要となるためである。この目的のために、つまりキャンペーンのために、当落に関係なく地方区に候補者を立てる必要が生じる。この新たな選挙制度が広く受け入れられるまでには地方区において選挙運動は激戦となろう。しかし、長続きするものではない。それは比例代表の基本原理が示すものである。比例代表とは、全体における比率を示すもので、得票の増加がすぐに議席に結びつくものではない。

§4. おわりに

これまで述べてきたように今回の改正は、大選挙区制という少数代表制を同じ少数代表制の比例代表制に置き替えたものである。このことは結果としてこれまでの制度と変化はあまりないということである。また参議院の選挙制度が改正されたことにより、これまで議論されていた衆議院の選挙制度の改正問題を避けて通ることはできなくなる。第二院におけるあまり重要

でない制度の改正は別の意味で大きな意義を持つものである。

現代政治制度において政党は大きな役割を果たすものであるが、内部構造が十分でない政党は、他の政党が内部の組織化を強化すればするほど、存在価値を失って行く。またこれらの政党は現代社会の多様化の波に十分対応できるものではない。目的を失った政党や議会は、ただ名誉のためにのみ存在するものである。

名簿式による候補者の位置づけは、政党による代表者の選出機能に負う所が大きく、この機能が十分に働かなければ、政党は議会に代表者ではなく、名誉を求める者を送り込むことになってしまうであろう。

わが国の選挙制度の持つ問題にはさまざまなものがあるが、これらの問題を一つ一つ解決していかなければ、選挙制度は本来の目的を果たすことはできない。

謝 辞

稿を終るに臨み、有益な御助言を頂いた、内田 満教授(早稲田大学大学院, 政治学研究科)に深謝の意を表します。

また今回の論文に関して御尽力下さいました、西村明久教授(本学・放射線技術科)をはじめとする編集委員のかたがたに感謝の意と共に御礼申し上げます。

注 釈

- 1) 代表制と議会の機能に関しては、拙稿「多数代表制の再考」(『川崎医学会誌』一般教養編, 第7号, 1981, p. 13 を参照されたい。
- 2) 水木惣太郎『選挙制度論』東京, 有信堂, 1967, pp. 223-246。
- 3) 日本国憲法第59条~第61条。
- 4) 出席手当は一日13.5ポンド(1976年)
- 5) さらに発展した形として、ハーゲンバッハ・ビショップ式がある。

$$Q = \frac{V}{N+1} + x \quad (0 < x < 1)$$

比例代表法についてくわしくは、林田和博『選挙法』東京, 有斐閣, 1958, pp. 47-68. を参照されたい。

- 6) Prof. Victor d'Hondt: The University of Ghent.

ドント式の実例としては、フランス第四共和制国民議会選挙がある。くわしくは、Enid Lakeman, "How Democracies Vote," 4th ed. London, Faber & Faber, 1974.

- 7) 修正サン・ラグ式は北政諸国で用いられている。スウェーデンでは1951年にドント式から変更している。くわしくは、岡沢憲美「スウェーデン」(飯坂良明他編『世界政治ハンドブック』東京, 有斐閣, 1982.)

- 8) ドント式の場合の最下位当選者の得票配分 $Q_N(Q_N = \frac{V}{n_N})$ が、ドループ式のクォータ $Q = \frac{V}{N+1} + 1$ とほぼ等しくなるはずである。

- 9) 現在の有権者数は、81,524,726人(昭和55年9月10現在)で、男約3,900万人、女約4,200万人。

- 10) 『朝日新聞』1972年12月14日、この時の報告書では、名簿提出のできる政党とは、①5人以上の国会議員、②最近の衆議院議員選挙で1%以上、③最近の参議院全国区で6%以上、参議院地方区で4%以上のいずれかの条件を満たすものとなっていた。

- 11) 10人以上の候補者を出す場合、地方区9名、比例代表1名の最低条件を満たすならば、この場合供託金は $200\text{万円} \times 9 + 400\text{万円} = 2,200\text{万円}$ となる。
- 12) これまでの供託金は、参議院議員選挙200万円、衆議院議員選挙および参議院議員選挙地方区100万円。供託金は一定の得票を得ると返済される。(公職選挙法第93条)